三(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第七百十七号**

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第一号中「及び幼児専用車の幼児用座席」を「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの」を削り、「すべての」を「全ての」に改める。

第三十五条第二項中「のみの乗降口」の下に「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を加える。

第七十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、この限りでない。

第七十七条第五項及び六項を削る。

第百六条第二項第一号中「及び幼児専用車の幼児用座席」を「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに幼児専用車の幼児用座席」に改め、同条第四項を削り、同条第五項から第七項までを1項ずつ繰り上げる。

第百七条中「あり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上」及び「この場合において、車いすの用に供する床面」とは、車いす用の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。」を削る。

第百十一条第一項中「、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの」を削り、「すべての」を「全ての」に改める。

第百十三条第二項中「のみの乗降口」の下に「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を加える。

第百十五条第一項中「次に掲げる基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、この限りでない。

第百五十五条第五項及び六項を削る。

第百八十四条第二項第一号中「及び幼児専用車の幼児用座席」を「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに幼児専用車の幼児用座席」に改め、同条第四項を削り、同条第五項から第七項までを1項ずつ繰り上げる。

第百八十五条中「あり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上」及び「この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。」を削る。

第百八十九条第一項中「、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの」を削り、「すべての」を「全ての」に改める。

第百九十一条第二項中「のみの乗降口」の下に「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を加える。

第二百三十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、この限りでない。

第二百三十三条第五項及び六項を削る。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。